



Q&Aで理解!

# 経営者保証の取扱いとガイドラインに関するキホン

経営者保証やガイドラインとは何か、事業承継にどう関わるのか、主な疑問点を解説する。

## Q1

そもそも経営者保証とは何ぞい、なぜそれがいま問題視されているの？



**A** 経営者保証とは、企業が事業資金の融資を受ける際に、経営者が債権者である金融機関などに対して連帯保証人となる制度だ。中小企業への融資実行を円滑にするための「商慣行」だが、社会環境の変化とともに問題

が表面化している。

金融機関にとって経営者保証のメリットを挙げると、経営者への規律付けや信用補完がある。中小企業では、経営者が個人資金を企業に貸し付けたり、財務諸表が監査を受けておらず会社経理と家計が混然していたりと、法人・個人が一体である場合が多い。だからこそ経営者保証を求め

ることは、融資の債権保全面で合理的でもあるのだ。

### 経営者の行動を阻み精神的負担に

一方、経営者にとっては保証債務が負担となる。中小企業庁の調査(図表1)では個

図表1 個人保証があることの負担感

- 回答割合順の上位は…? (※有効回答=781)
- ① 精神的負担が大きい 43.2%
- ② 経営陣の世代交代が難しい 26.3%
- ③ 他行からの新規融資が受けにくい 16.9%
- ④ 家族の理解を得づらい 12.8%
- ⑤ 新しい資金提供者を見つけにくい 9.3%

(出所) 中小企業庁委託調査「平成24年度個人保証制度に関する中小企業の実態調査」より筆者作成

## Answer

融資円滑化のために必要とされてきたが、経営者の重い負担に

人保証による弊害の1位が「精神的負担が大きい」である。企業が債務不履行となって金融機関が連帯保証人(経営者)に保証履行請求した場合、経営者は自家用車や土地、建物など個人の財産を処分して返済に充てる。こうして経営者の生活にも影響を及ぼしてきたのが実態だ。

個人保証がある経営者は、思い切った事業展開や早期の事業再生、そして廃業も進めづらい。

## Q2

経営者保証ガイドラインと金融機関や企業にどんなことを求めているの？



**A** 経営者保証ガイドライン(以下、ガイドライン)は、日本商工会議所と全国銀行協会を事務局とし、中小企業団体や金融機関団体の関係者、学識経験者、専門家などによる検討を経て、2014年2月に施行された。

その趣旨は、中小企業金融における経営者保証の問題に対して債権者(金融機関)・債務者・保証人の各関係者による適切な対応を促して弊害を解消し、中小企業の活力を引き出す——というものだ。

中小企業庁のホームページでは、ガイドラインの3つのポイントが示されている。

① 法人と個人が明確に分離さ

れている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと

② 多額の個人保証を行っても、早期に事業再生や廃業を判断した際に一定の生活費等を残すことや「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること

③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

### 4つの条件を満たさず中小企業が検討対象に

ただし、ガイドラインは法的な拘束力を持たず、中小企業団体や金融機関団体の自主的な準則という位置付けだ。

金融機関にはガイドラインに基づく経営者保証に依存しない融資が期待されているものの、企業と経営者が実質的

に一体であるなど合理性や必要性が認められる場合には、経営者保証の契約も可能である。事業承継においても保証債務の整理がガイドラインに基づいて行われるよう、誠実に協力することとされている。

## Answer

- ・ガイドラインの要件を満たせば個人保証の解除が可能になるが、法的拘束力がない点には注意が必要
- ・ガイドラインの対象となる保証契約は、4つの要件を満たした保証となる